

令和8年度
広島市立舟入高等学校
入学者選抜
一次選抜実施要項



【1】	一次選抜	1
【2】	帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	9
【3】	二次選抜の実施	11

〒730-0847

広島市中区舟入南一丁目4番4号

電 話 082-232-1261 (代)

FAX 082-232-5914

URL <https://www.funairi-h.edu.city.hiroshima.jp/>

日曜日、土曜日、祝日及び学校の定める振替休日は事務取扱いを行いません。

この要項における用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
中学校	中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
中学校卒業後5年を超える者	令和2年3月以前に中学校を卒業した者
中学校長	志願者が在学している中学校の校長
出身中学校	志願者が卒業又は在学している中学校
出身中学校長	出身中学校の校長
施行規則	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

「広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」及び「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」は広島市教育委員会又は広島県教育委員会のホームページを参照してください。

【1】一次選抜

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」及び「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科・コース、入学定員及び通学区域

課程	学科【コース】	入学定員	通学区域
全日制	普通科普通（以下「普通」という）	280人	広島市内全域
	普通科【国際コミュニケーションコース】 （以下「国際コミュニケーションコース」という）	40人	広島県一円

※ 「普通」では、調整措置により入学定員（280人）の30%（84人）以内で、広島市を除く広島県内からの入学を認める。

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

校訓「おのれに徹して人のために生きよう」を教育活動の指針として、生徒の

- 多様性を認め自他を尊重する豊かな人間性
- 主体的・対話的で深い学びを通じた高い知性と教養
- 課題を発見し解決に取り組み新たな価値を育む創造力 を育成する。

(2) 育てたい生徒像

「普通」

以下の資質・能力を身に付け、「高い志」を持ち常に努力する生徒を育成する。

- 他者と協働できる力を身に付けながら、各教科・科目に関する専門的な知識・技能とそれらに関連付けたり組み合わせたりすることのできる活用力
- 複雑な事象を整理・分析することにより、物事を正しく評価したり判断したりする力、自らの感情や思考などを適切に表現する力
- 様々な社会課題を自分事として捉え解決に向けて取り組もうとする力、多面的・多角的な視点から自己の思考や行動を振り返り、修正しようとする力、困難な課題にも粘り強く取り組み、やり遂げようとする力

「国際コミュニケーションコース」

以下の資質・能力を身に付け、「高い志」を持ち常に努力する地球市民を育成する。

- 多様な背景を持つ他者と協働できる力を身に付けながら、各教科・科目に関する専門的な知識・技能とそれらに関連付けたり組み合わせたりすることのできる活用力
- 複雑な事象を整理・分析することにより、物事を正しく評価したり判断したりする力、自らの感情や思考などを複数言語で適切に表現する力
- 様々な社会課題を自分事として捉え解決に向けて取り組もうとする力、多面的・多角的な視点から自己の思考や行動を振り返り、修正しようとする力、困難な課題にも粘り強く取り組み、やり遂げようとする力

(3) 入学者受入方針

以下の資質・能力を備えた、あるいはこれから高めたいと考える皆さんの入学を希望する。

- 他者の様々な特性を理解し協力しあおうとする寛容な心
- 幅広い事象に対する好奇心と何事にも果敢に挑戦し目標の実現にむけて努力する力
- 身の周りの社会的な課題、多様な文化に対する興味・関心
- 自らの体験や読書、他者との交流からの情報収集への志向
- 「普通」国内外の人々と意思を伝えあおうとする力・聴こうとする力
「国際コミュニケーションコース」外国語を用いて意思を伝えあおうとする力・聴こうとする力

(4) 教育課程

「普通」

第1学年では全員がほぼ同一の教育課程により履修し、第2・3学年では、希望する進路に応じて教科・科目を選択履修する。

「国際コミュニケーションコース」

普通科としての教科・科目を履修するほか、第二外国語や英語総合等の学校設定科目を履修する。

4 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和8年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和8年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和8年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和8年3月31日までに満15歳以上に達する者

5 出願

(1) 方式

ア 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

イ アにかかわらず、本校の国際コミュニケーションコースに出願する場合には、「普通」を第2志望とすることができる。

(2) 期間

ア 出願登録

(ア) 志願者登録・中学校確認登録

令和8年1月22日(木)から2月3日(火)16時まで

(イ) 高等学校確認登録

令和8年2月4日(水)から2月9日(月)正午まで

イ 志願変更

令和8年2月12日(木)から2月18日(水)正午まで

ウ 調査書等提出

令和8年2月12日(木)から2月19日(木)正午まで

(3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月18日(水)正午までに、入学者選抜料(2,200円)を納付する。

なお、志願変更(イを参照)を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月18日（水）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願取下げを行った後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び出願することはできない。

「普通」から「国際コミュニケーションコース」への変更、及びその逆は可能である。

志願変更を行う場合は、(2)イの期間内に、次により出願取下げ及び志願変更申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ア) 志願者

a 出願取下げ

志願変更を希望する者は、インターネット出願システムで出願取下げを行い、出身中学校長の承認を受ける。

b 志願変更申請

志願変更を希望する者は、本校校長が出願取下げの承認を行った後、インターネット出願システムで必要事項を入力し、ア(ア)の手續に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

志願変更を希望する者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(イ) 出身中学校長

a 出願取下げの承認

出身中学校長は、志願者の出願取下げに誤りがないことを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b 志願変更の確認登録

出身中学校長は、ア(イ)の手續に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、本校においてそれを受け取り、志願変更をする者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

(ウ) 本校校長

a 出願取下げの承認

本校校長は、志願者の出願取下げが適正であることを確認の上、インターネット出願システムで承認を行う。

b 書類の返却

本校校長は、志願変更をする者の入学者選抜に関する特別措置願（10(1)）、卒業証明書、その他の書類がある場合には、本校において、それを出身中学校長に直接返却する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により、2月18日（水）までに必着するように提出すること。また、令和7年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

② 評定（成績評点）集計表（様式第2号）

エ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行った後、令和8年2月19日（木）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(ア) 2月9日(月) 正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

(イ) 2月12日(木) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月13日(金) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月16日(月) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月17日(火) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月18日(水) 正午の志願者数を同日15時にそれぞれ公表する。

6 選抜

(1) 一般学力検査(「普通」「国際コミュニケーションコース」共通)

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)とする。

ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。

(2) 自己表現(「普通」「国際コミュニケーションコース」共通)

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、30点とする。

(3) 国際コミュニケーションコースの受検者に対する学校独自検査(英語による面接)

ア 英語による面接は、志願者全員に対して行う。

イ 英語による面接は、個人面接で15分間、50点満点とする。

ウ 英語による面接の評価項目は次のとおりとする。

考えを伝えようとする積極性、伝えようとする内容の的確さ、英語の発音・流暢さ

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(5) 実施期日、時間割等

2月25日(水)			2月26日(木)	2月27日(金)
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40 9:00	集合・注意	自己表現 及び 国際コミュニケーション コースの学校独自検査 (英語による面接)	予備日 自己表現 及び 国際コミュニケーション コースの学校独自検査 (英語による面接)
第1時限	9:10 10:00	国 語		
第2時限	10:20 11:10	社 会		
第3時限	11:30 12:20	数 学		
第4時限	13:10 14:00	理 科		
第5時限	14:20 15:10	英 語		

※ 第1日の集合は各検査場とする。

※ 本校は、自己表現及び国際コミュニケーションコースの学校独自検査(英語による面接)について、原則として、第2日(2月26日(木))に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日(2月27日(金))にも実施する場合がある。

※ 国際コミュニケーションコースの学校独自検査(英語による面接)(15分)は自己表現(10分)が終了した後、実施する。また、中学校過年度卒業の志願者の面接は、「普通」の志願者は自己表現が終了した後に、「国際コミュニケーションコース」の志願者は学校独自検査(英語による面接)が終了した後に実施する。

※ 自己表現及び国際コミュニケーションコースの学校独自検査(英語による面接)の集合時間は、2月24日(火)14時に本校ホームページに掲載する。

(6) 実施場所

本校

(7) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 鉛筆、シャープペンシル |
| ② 鉛筆削り |
| ③ 消しゴム |
| ④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可） |
| ⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可） |
| ⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

各教科の検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預かる。

各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当・飲み物（第1日のみ）、上履き、下履きを入れる袋

7 合格者の決定

(1) 普通

ア 特色枠による選抜

入学定員の30%において、一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は、4：4：2とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査の国語、数学及び外国語（英語）について、2倍の傾斜配点を実施する。

イ 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし、一般学力検査、調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査の国語、数学及び外国語（英語）について、2倍の傾斜配点を実施する。

ウ 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

オ 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(2) 国際コミュニケーションコース

ア 特色枠による選抜

入学定員の30%において、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（英語による面接）の配点の比重は、4：4：2：2とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（英語による面接）の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査の国語、数学及び外国語（英語）について、2倍の傾斜配点を実施する。

イ 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（英語による面接）の配点の比重は6：2：2：1とし、一般学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査（英語による面接）の結果を総合的に判断して決定する。

なお、一般学力検査の国語、数学及び外国語（英語）について、2倍の傾斜配点を実施する。

ウ 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

オ 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

(1) 合格者の発表は、令和8年3月9日（月）13時30分に合格者の受検番号を本校に掲示する。また、本校ホームページ（URL <https://www.funairi-h.edu.city.hiroshima.jp/>）への掲載により行う。本校ホームページへの掲載は、令和8年3月9日（月）14時から令和8年3月10日（火）正午までとする。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、令和8年3月9日（月）14時から令和8年3月11日（水）正午までとする。

(2) 「合格通知書」及び「入学請書・辞退届」は、合格者本人に本校で交付する。

(3) 合格者は速やかに登校し、受検票と引き換えに「合格通知書」と「入学請書・辞退届」の用紙を受け取ること。

(4) 合格者は、令和8年3月10日（火）正午までに「入学請書」又は「辞退届」を下に示す受付期間に本校校長に提出しなければならない。

令和8年3月9日（月）13時30分から16時まで 及び 令和8年3月10日（火）9時から正午まで

9 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。

なお、その場合には、令和8年3月10日（火）14時までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して受検者本人に連絡する。

10 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を令和7年12月1日（月）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧や解答を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和7年12月1日（月）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和8年1月9日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を5(2)ア(ア)の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第5号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5(2)ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

11 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

12 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるもの。

※ 月経随伴症状等の体調不良等は、本人に帰責されない身体・健康上の理由によるものとして、表の「疾病」に該当する。

(1) 手続

「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和8年3月2日（月）正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

「普通」自己表現

「国際コミュニケーションコース」 自己表現及び学校独自検査（英語による面接）

イ 実施期日及び時間割等

3月4日（水）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集合・注意
第1時限	9：30 ～	自己表現及び国際コミュニケーションコースの 学校独自検査（英語による面接）

ウ 実施場所

本校

エ 携行品

① 追検査受検承認（不承認）通知書

② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

13 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節しやすい服装等の工夫をすること。

14 一次選抜の結果に係る情報の提供について

(1) 情報提供内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 情報提供請求対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(3) 本人等であることの確認

「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第2（P107）に示す書類の提示により確認する。

なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 情報提供期間

令和8年3月18日（水）から4月17日（金）までとする（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）。

受付時間は9時から16時までとする（ただし、12時35分から13時20分までを除く。）。

(5) 情報提供場所

本校

(6) 情報提供手続

情報提供請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校事務室において口頭で情報提供請求をすること。

15 その他

(1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

(4) 入学予定者に対する説明会を令和8年3月24日（火）9時から16時30分頃まで本校で行う。

選択科目、高校生活全般の説明及び教材の販売、学習状況リサーチ等を行うので、入学請書を提出した者は保護者同伴で必ず出席すること。（詳しい日程等は合格発表時に入学請書を提出した者に配付する。）

上履き、下履きを入れる袋を持参すること。

入学予定者は昼食が必要となる。（保護者は午前中で終了するため昼食は不要。）

ゆうちょ銀行の口座番号と銀行届出印が必要となる。

車両の駐車はできない。

【2】帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

1 選抜の趣旨

【1】の1に準ずる。

2 課程、学科・コース、定員及び通学区域

課程	学科【コース】	定員	通学区域
全日制	普通科普通（以下「普通」という）	入学定員外で 2人以内	広島市内全域
	普通科【国際コミュニケーションコース】 （以下「国際コミュニケーションコース」という）		広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

【1】の3に準ずる。

4 出願資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者が出願できる。

(1) 「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で【1】の4に定める出願資格の(1)から(5)までのいずれかに該当し、かつ、原則として次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者

イ 海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者

ウ 海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者

エ 海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者

(2) 外国籍を有する者で、【1】の4に定める出願資格の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者

5 出願

(1) 方式

【1】の5(1)に準ずる。

(2) 期間

ア 出願登録

(ア) 志願者登録・中学校確認登録

【1】の5(2)ア(ア)に準ずる。

出身中学校長が書類を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月2日(月)までに必着するよう提出すること。

(イ) 高等学校確認登録

【1】の5(2)ア(イ)に準ずる。

イ 志願変更 【1】の5(2)イに準ずる。

ウ 調査書等提出 【1】の5(2)ウに準ずる。

(3) 手続 【1】の5(3)に準ずる。さらに、海外在住状況説明書(様式第6号)及び健康診断書(「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別紙1(P99)により、調査書情報に替え成績証明書を提出する者に限る。)を提出する。

(4) 志願変更 【1】の5(3)イに準ずる。

(5) 調査書等提出 【1】の5(3)ウに準ずる。

なお、調査書情報に替え成績証明書を提出する者に限っては、健康診断書を提出する。

(6) 受検票の作成及び印刷 【1】の5(3)エに準ずる。

(7) 志願者数の公表 【1】の5(3)オに準ずる。

6 選抜

- (1) 一般学力検査（「普通」「国際コミュニケーションコース」共通）
 - ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
 - イ 一般学力検査の実施教科は、国語、数学、及び外国語（英語）とする。
 - ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。
 - エ 5(2)の出願資格により受検する者の一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。
- (2) 自己表現（「普通」「国際コミュニケーションコース」共通）
 - ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
 - イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。
本校の自己表現の配点は、30点とする。
- (3) 作文及び面接（「普通」「国際コミュニケーションコース」共通）
志願者全員に対して作文及び面接を実施する。
- (4) 国際コミュニケーションコースの受検者に対する学校独自検査（英語による面接）
 - ア 英語による面接は、志願者全員に対して行う。
 - イ 英語による面接は、個人面接で15分間、50点満点とする。
 - ウ 英語による面接の評価項目は次のとおりとする。
考えを伝えようとする積極性、伝えようとする内容の的確さ、英語の発音・流暢さ
- (5) 実施期日及び時間割等

2月25日（水）			2月26日（木）	2月27日（金）
時 限	時 刻	検査教科等	検 査 等	検 査 等
	8:40 9:00	集合・注意	自己表現 及び 国際コミュニケーション コースの学校独自検査 (英語による面接)	予備日 自己表現 及び 国際コミュニケーション コースの学校独自検査 (英語による面接)
第1時限	9:10 10:00	国 語		
第2時限	10:20 11:10	作 文		
第3時限	11:30 12:20	数 学		
第4時限	13:10 14:00	面 接		
第5時限	14:20 15:10	英 語		

※ 第1日の集合は各検査場とする。

※ 本校は、自己表現及び国際コミュニケーションコースの学校独自検査（英語による面接）について、原則として、第2日（2月26日（木））に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日（2月27日（金））にも実施する場合がある。

自己表現及び国際コミュニケーションコースの学校独自検査（英語による面接）の集合時間は、2月24日（火）14時に本校ホームページに掲載する。

※ 国際コミュニケーションコースの学校独自検査（英語による面接）（15分）は自己表現（10分）とは別の時間帯で実施する。

- (6) 実施場所
本校
- (7) 携行品

【1】の6(7)に準ずる。

7 合格者の決定

本校校長は、一般学力検査、自己表現、作文、面接及び国際コミュニケーションコースの学校独自検査（英語による面接）の結果並びに出願書類に基づいて総合的に判断して決定する。

- 8 合格者の発表
【1】の8 に準ずる。
- 9 繰上げ合格の実施
【1】の9 に準ずる。
- 10 特別措置の申請等
【1】の10 に準ずる。
- 11 県外等からの出願
【1】の11 に準ずる。
- 12 やむを得ない事由による欠席者の取扱い
【1】の12 に準ずる。
- 13 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点
【1】の13 に準ずる。
- 14 その他
【1】の15 に準ずる。

【3】二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和8年3月11日（水）10時に本校玄関への掲示及び本校ホームページ (<https://www.funairi-h.edu.city.hiroshima.jp/>) への掲載により行う。